

平成 17 年度第 1 回河川審議会

平成 17 年 7 月 27 日（水）

兵庫県職員会館 1 階 特別会議室

司会者 それでは定刻になっておりますので、ただいまから本年度の第 1 回目の兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会を担当させていただきます事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

まず、審議に入ります前にお手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。次第のうしろ、ホッチキス止めしておりますが、見ていただきましたら委員会名簿、それから委員の出席者名簿、それから事務局等の出席者、行政の方の出席者名簿でございます。それから配席、それからまた、ホッチキス止めでございますが、審議会の条例、その裏側が運営要綱、それから公開要綱、6 ページが傍聴要領でございます。

それから A 4 の 1 枚ものでございますが、志筑川水系の諮問文書でございます。それから資料の 1 - 1 岸田川水系の基本方針案でございます。それから資料の 1 - 2 岸田川水系の変更対照表ということで、修正前、修正後の対比表でございます。それから岸田川水系のパブリックコメント資料 1 - 3 でございます。

資料 2 - 1 - 1 からホッチキス止めで、2 - 1 - 5 までであると思いますが、資料 2 - 1 - 1 から資料 2 - 1 - 5 まで、この分は西宮南部の 5 水系の基本方針案でございます。資料 2 - 2 が西宮南部の変更対照表でございます。資料 2 - 3 が同じく西宮南部のパブリックコメントの資料でございます。それから資料 2 - 4 が

西宮南部の関係で西宮市から提出された意見とそれに対する県の考えでございます。1枚ものでございます。

それから資料の3-1志筑川水系の基本方針案でございます。3-2が志筑川の説明資料でございます。それから最後にA3の横長でございますが参考資料ということで県内2級河川の概要というものです。

資料につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日の審議会の成立の関係でございますが、本審議会の委員数は全員で17名でございます。本日、現在、代理出席を含めまして10名の委員の皆様にご出席いただいております。予定では13名の委員の出席をいただくことになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

これにつきましては、兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定、委員の過半数出席の規定でございますが、この規定により本会議が成立しているということをご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

初めに、県土整備部の土木局長の井上の方からごあいさつを申し上げます。

井上県土整備部土木局長 失礼いたします。県土整備部土木局長の井上でございます。この4月から土木局長を拝命しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は大変暑い中、村本会長をはじめ各委員の皆様方には、兵庫県河川審議会にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、午前中は志筑川の現地をご視察いただき、ありがとうございました。

さて、今年の雨でございますけれども、今のところ幸い兵庫県では梅雨や昨日の台風による被害は出ておりませんが、昨年災害復旧に取り組んでおる最中でございます。警戒を怠ることなく、防災に当たりたいと考えておるところでございます。

今年度の防災対策の取り組みといたしましては、7月1日に水防法が改正されたことに伴いまして、県下の主な河川、65河川につきまして、水位情報周知河川として指定をし、これらの河川に特別警戒水位を新たに設定いたしました。この水位は市町長さんが避難勧告を発令する目安となる水位で、実際の水位がこれを越えるときには、市町長さんへの通報を行いますとともに報道機関を通じて住民への情報提供をしていくものでございます。

また、ハザードマップの作成につきましては、その基となります浸水想定区域図につきまして今年度は78河川を作成し、これまでの作成済みと合わせまして予定しております全194河川のうち167河川の完了を目指しております。残り27河川につきましても、18年度中に完了させる予定でございます。

さらに、県のホームページに住所を入力すれば自宅付近の浸水想定区域図が画面で見えていただけるコンピューターグラフィックスを利用いたしましたCGハザードマップの作成に取り組んでおります。8月末ないし9月ぐらいには一部その辺りも見ていただけるようにしたいと考えております。

また、昨年の水害箇所の復旧でございますが、県管理河川で1,573カ所の災害復旧事業に取り組んでおりまして、そのうち7月末で86%の工事発注、31%を工事完了させるという状況でございます。また、激甚災害特別対策事業等改良復旧事業につきましては、詳細設計及び用地買収を急いでおりまして、堤防区間や市街地、集落地など緊急性も考慮しつつ基本的には下流区間から順次工事を進めております。また、昨年の出水により堆積いたしました約75万 m^3 の土砂につきましては、梅雨までにおおむね撤去をいたしました。

今後とも県民の生命、財産を守るため、復旧復興対策、減災対策について推進し、安全安心な災害に強い県土づくりに全力をあげているところでございます。

さて、本日の議題でございますが、前回諮問をさせていただきました岸田川と西宮南部の5河川の河川整備基本方針案の答申と、午前中現地視察をしていただき

ました淡路地域の志筑川の河川整備基本方針案の諮問並びに概要説明でございます。

今回答申をいただきたいと考えております岸田川と西宮南部5河川は、前回3月の審議会ののち、パブリックコメントを実施し、広く県民から寄せられました意見をもとに修正を加えまして、本日も説明申し上げます基本方針案を作成しております。

また、今回諮問をさせていただきます志筑川は、淡路島の大阪湾側に流入する流域面積約10km²の小河川ですが、今年の台風によりまして市街地が2度にわたって床上浸水の被害を出しまして、新規事業の導入により治水対策を急ぐ必要がありますので、基本方針と整備計画の策定を急いでいる状況でございます。

志筑川につきましては、今回概要説明をさせていただき、次回の審議会におきまして基本方針案の答申をいただきたく存じております。

少し長くなりましたが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

司会者 それでは、続きまして本日もご出席いただいております委員の皆様方を、ご紹介させていただきたいと思いますが、その前に人事異動等で今回の審議会から新たにご就任いただいております5名の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

ご都合により本日は各委員ご本人の出席をいただいておりますので、お名前の紹介のみとさせていただきます。

お手元の次第の後ろを1枚めくっていただきましたら委員名簿がございますが、委員名簿を見ていただきましたらと思います。委員名簿の上から6番目になりますが、兵庫県会議員の藤原委員でございます。内藤委員の後任ということでございます。

それから兵庫県会議員杉尾委員、黒田委員の後任でございます。それから兵庫県

町村会副会長、播磨町長佐伯委員でございます。上田委員の後任ということでございます。

それから下から2番目の近畿農政局農村計画部長の吉田委員、山下委員の後任ということでございます。それから近畿地方整備局河川部長の谷本委員、宮本委員の後任ということでございますので、よろしく願います。なお、佐伯委員、吉田委員及び谷本委員につきましては、代理出席をしていただいております。

それでは、お手元の出席者名簿の順に出席委員につきましてご紹介させていただきます。その裏側に出席者の名簿をつけておりますので、よろしく願います。

まず、河川審議会の会長の村本委員です。

村本会長 村本です。よろしく願います。

司会者 道奥委員です。

岡田委員です。

谷口委員代理の伊川様です。

佐伯委員代理の大東様です。

加古委員です。

それから保田委員です。

山中委員代理の橋本様です。

戸井委員代理の岡部様です。

吉田委員代理の平野様です。

谷本委員代理の松村様です。

続きまして、県側の出席者の紹介をさせていただきます。次のページをめくっていただきしたら事務局等ということで出席者名簿をつけております。

先ほどごあいさつ申し上げました県土整備部土木局長の井上でございます。

井上県整備部土木局長 よろしく願います。

司会者 河川計画課長の田中です。

田中河川計画課長 よろしく申し上げます。

司会者 河川整備課長の窪田でございます。

窪田河川整備課長 窪田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

司会者 阪神南県民局の県土整備部長の足立でございます。

足立阪神南県民局土木整備部長 県土整備部長の足立でございます。

司会者 但馬県民局の県土整備部長の佐々木です。

佐々木但馬県民局県土整備部長 佐々木でございます。よろしく願いいたします。

司会者 同じく淡路県民局県土整備部長の原田です。

原田淡路県民局県土整備部長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会者 それでは、議事に入らせていただきたいと思ひます。

会議の議長につきましては、運営要綱第2条の規定によりまして、会長が行うことになっております。

それでは、村本会長、よろしく願いいたします。

村本会長 それでは、僭越ですが、運営要綱によりまして議長を務めさせていただきます。

本日は、お暑い中、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。台風の影響が心配されましたが、幸いそれまして、先ほどの現地見学、それから、きょうの会議も予定通り開くことができまして、本当によかったと思っております。

先ほど井上局長の方から、非常に詳しく去年の災害を踏まえての取り組みについてのお話がありましたが、この河川審議会に非常に係わりが多いわけですので、その内容を踏まえて議論させていただきたいと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

その前に、本日あとで作成いたします議事録の署名人を定めさせていただきたい

と思います。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名いたします委員が署名することになっております。今回は岡田委員に議事署名人をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

また、本審議会の公開についてですが、兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づきまして本審議会は原則公開となっておりますが、本日は傍聴のお申し出がなかったことをご報告いたします。

次に、議題に入ります前に、先ほど資料確認でありました一番最後の資料、県内2級河川の概要の参考資料につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

事務局（山田 健）河川計画課計画係長の山田と申します。よろしく願いします。失礼して座って説明させていただきます。資料は先ほどのA3の横長の分でございます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページにつけておりますのが、兵庫県の河川の管内図でございます。兵庫県の河川の流域を赤い点線により分割しております。流域に着色しておりますのが、当面基本方針案の策定を目指しております2級水系で、全部で34水系ございます。兵庫県には1級水系が5水系ありますほか2級水系が92水系ございます。この92水系のうち河川の事業を実施中、あるいは、これから実施の予定の水系について基本方針の策定を優先的に行っておりますが、それが34水系あるということでございます。

着色した水系のうち青い色の水系につきましては、すでにこの河川審議会で基本方針の答申を済ませたものでございまして、全部で15水系ございます。黄色の水系ですが、これは今回の審議会で審議を願う河川、但馬地方にあります岸田川、それから西宮南部河川の新川、東川、洗戎川、夙川、掘切川、それと淡路地域にございます志筑川、全部で7水系になります。

緑色の水系は今後審議会で諮問を行う予定の水系で、残り12水系でございます。

地図に水系のところに番号をうってありますが、図の中にあります水系を書いた表の番号と合わせております。

その次のページでございますが、それぞれの水系の概要をまたとめた一覧表でございます。着色と番号は先ほどの流域図と同じ番号、同じ色になっております。表の左から番号、地域、水系のようになっております。その右の流域面積、法定河川延長はその河川の規模を表す指標でございます。次の流域内人口と資産及びそれぞれの密度を書いておりますが、その河川の重要度を表す指標となります。

土地利用状況は流域の状況、例えば、山間部を流れる川なのか、都市河川なのか、そういったところがわかるような資料となります。その次に流域内の自治体名と既存の貯留施設を記載しております。

次に、基本方針の欄でございますが、審議会年次は基本方針の答申をいただいた年次、あるいは、今後こちらで考えておるスケジュールで予定の年次を入れております。

次に、基本方針における治水の計画規模、基準点名、その地点の集水面積、基準地点の基本高水流量、基本高水比流量を書いております。基本高水比流量につきましては、次のページで説明いたします。その次に、計画高水流量、さらに基本高水流量から計画高水流量に逡減させるための洪水調節施設を記入しております。

一番右の方には河川整備計画、この基本方針に続いて策定するものですが、その策定状況をまとめております。

その次のページでございますが、これはこれまでの審議会で基本方針の答申を受けました水系におきます基本高水の比流量図でございます。基本高水の比流量と申しますのは、右下に式が書いてありますが、基準地点におきます基本高水流量を集水面積で割ったものでございます。

グラフは縦軸に比流量、横軸に基準地点の集水面積を取りまして、片対数のグラフに水系ごとにプロットしております。ですので、右にいくほど流域の大きな河川

ということになります。通常、比流量図ではこの図のように左上から右下に大体斜めに下がる領域にこういうプロットが集まるのが一般的でございます。つまり、小さい流域ですね、左の方ほど比流量が大きくて、大きい流域になれば、比流量は下がってくるというのが一般的ということになっております。

その理由としましては、集中豪雨のように小さな流域ほど流域全体にわたって強い雨が降る確率が高いということや、大流域になりますと雨の強さが平均化されてしまうということ、あるいは、河川内で貯留効果というのもありまして、一気みずにならずにある程度平均化されて流出してくるということによるということで、こういう領域にプロットされるということになります。

この比流量図は基本方針で定める基本高水流量が妥当な値かどうかというチェックをするときの目安としてよく使われまして、あまりこういう流域から外れるところにプロットをされていなければ大体妥当な数値というふうに見ることができると思います。

今回の審議会で審議していただく7水系につきましては、赤い点でプロットしております。図中に 印と 印のプロットがありますが、 印の方は計画規模が50分の1の河川、 印の方が100分の1の河川で色分けしております。大体目安的に50分の1と100分の1の違いですが、流量的には100分の1は50分の1の大体1.1倍ぐらいというような目安で考えていただければと思います。

最後のページになりますが、兵庫県の河川の水質の状況を示す図でございます。県内の主な河川では水質の類型指定といたしまして、その河川で満足すべき水質の基準が定められております。この図の中では川のところに色をつけて表示しておりますが、右下の凡例を見ていただきますと、AA類型からE類型まで6段階に分かれておりまして、それぞれ河川の汚れ度合いを示すBODについて目標とする環境基準値が定まっております。

また、図の中には県内河川で水質調査を行っておる地点にBODの値ですね、今

75%値、つまり観測回数の4分の3はこの値以下であるという値なのですが、それを色分けして記載しております。例えば、1級河川加古川と書いてございますが、その周りに水色や緑、赤色、そういった色の中にも数値を書いてありますが、その数値がその地点のBOD75%の値を示しております。数値が小さいほど水質がきれいということになります。また、色分けは水色が一番きれいなランクで、緑、黄色、赤と順に水質が悪くなっていることを表しております。

また、黒い枠をした地点が東播磨地域とか、尼崎付近に4カ所ほど見られますが、これは類型指定の環境基準値を満足していない地点でございます。近年は下水道の普及に伴いまして、BODもかなり改善してきており、基準値を満足していない地点数が減少してきております。県内のほとんどの地点でほぼ満足できる水質の状態になってきているということが伺えるかと思えます。

参考資料の説明は以上でございます。

村本会長 どうもありがとうございました。

兵庫県2級河川の相互比較ができるように、前々回からこういった資料を提示いただいて、新たに審議する河川の識別や、また新たな資料等を追加いただくことをお願いしているわけですが、何かご質問か、ご意見がございますでしょうか。

この資料によりますと、あと12、3の河川の審議をすれば、河川審議会の主な仕事は終わるわけでございますが、そういう面でも見通しがついてありがたいと思っております。

あとですね、この資料では高水と、それから水質について河川間の相互比較ができるわけですが、あと低水の比較ができたら良いと思います。今日の現地見学でも非常に水が少ない川が気になったんですが、流況曲線の豊平低濁の指標では数が多いので、75%流量などで各河川の比較ができたらと思います。単位は100km²あたり何m³/sの比流量で、横軸に流域面積、縦軸に低水比流量をとっ

ていただくと、水の少ないときの相互比較ができるので、ご検討いただければと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

また、お気づきの点があれば事務局の方にお伝えいただきたいと思います。

それでは、本日の審議事項に入りたいと思います。本日の議題は、お手元の議事次第にありますように3つございまして、1つは岸田川水系河川整備基本方針について、これは答申事項でございます。それから西宮南部地域河川の河川整備基本方針について、これも答申でございまして、3番目が志筑川の河川整備基本方針、これは諮問事項で概要説明を受けるということになっております。

それでは、議題の1について、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局（土肥正克） 河川計画課の土肥と申します。よろしく申し上げます。失礼してちょっと座って説明させていただきます。

岸田川の河川整備基本方針につきまして、資料の1-1、1-2、1-3をご覧くださいになりながら説明させていただきます。

岸田川水系河川整備基本方針につきましては、前回3月の河川審議会のときに概要説明をしています。その後パブリックコメントによりまして県民から広く意見を募集しました。それによって寄せられました意見と県の考え方について資料の1-3、A3横長の資料にまとめておりますので、それに従いまして説明いたします。

まず、意見募集期間は5月13日から6月13日までの約1カ月間でございます。ご意見は4人の方から、内容的には10件の意見提出がありました。下の表ですが、左から関係する本文の章、節、細目を上げまして、次に意見番号、意見の概要、青字はそのキーワードとなる言葉やフレーズです。次に、県の考え方、本文の記載を修正したかどうか、右端の欄に意見に関連する部分の本文の記載内容や修正する文章などを示しております。

各意見について上から順番に説明します。

まず、細目の項の岸田川の川づくり、あるいは洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項のところでは意見が4件出ております。意見番号1ですが、治水、利水、生態系、水文化、景観、親水の4つの柱をバランスよく河川整備に生かしてほしいとのご意見です。これに関しましては、岸田川では治水、利水、生態系、水文化、景観、親水を4つの柱とした「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」に基づいて河川整備を進めていきます。本文の3ページの14行目以降に盛り込んでおりますので、変更の必要はないものと考えております。

次に、意見番号2番と3番ですが、治水を最優先にして被害を最小限に食い止めるとともに安全面がおろそかにならないようにしてほしいとのご意見です。これに関しては、河川整備の実施状況、水害の発生状況などを考慮して治水に関する河川整備を検討しています。本文では3ページの14行目以降に盛り込んでありますので、変更の必要はないものと考えます。

次に、意見番号の4ですが、岸田川沿いの新市地内に洪水時に遊水機能がある農地があり、農地が浸水し、被害を受けるため遊水地として整備するか、または堤防を整備して農作物を安心して作れるようにしてほしいとのご意見です。

これに関しては、岸田川流域に多く見られます、かすみ堤や越流堤部の農地は自然の遊水地として洪水流量の低減に寄与しているものと考えられますが、その一方で、浸水被害が頻発していることも否めません。今後当該地区及び流域内の河川整備の実施状況、水害の発生状況など考慮して、岸田川水系河川整備計画懇談会での意見を踏まえて検討していきます。

本文では3ページの14行目以降に盛り込んでありますので、今後具体的に河川整備計画策定の際に検討していくことと考えており、本文の変更の必要はないものと考えております。

次に、項目ですけれども、河川環境の整備と保全に関する事項について意見が出ております。意見番号5は生態系にやさしい自然護岸に近い整備を望むとのこと意見ですが、水辺から河畔への横断的な連続性に配慮して、多様な水生生物が生息できるような河川環境の確保に努めます。本文では4ページの3行目以降に盛り込んでおりますので、変更の必要はないものと考えております。

次に、意見番号の6ですが、伝統的な行事の雰囲気や景観など、できるだけ配慮した整備を望むとのこと意見です。河口部の川下祭りや支川の味原川の水神信仰の風習など人々が水辺に親しめる場の整備に努めます。具体的には、河川整備計画を策定する中で検討していきます。従いまして、本文では4ページの7行目以降に盛り込んでおりますので、今後整備計画策定の際に検討していきます。従いまして、本文の変更の必要はないと考えております。

次に、意見番号7番、8番につきまして、水辺に親しむことができるような整備、あるいは、子どもが安心して遊べるような河川整備を望むとのこと意見です。人々が水辺に親しめる場については、子どもでも安心して遊べるような河川整備に努めていきます。本文では4ページの7行目以降に盛り込んでおりますので、変更の必要はないものと考えております。

次に、意見番号9ですが、周辺の風景や集落景観にマッチするような配慮を望むとのこと意見です。現在の良好な風景・景観をできるだけ改変させないような河川整備を実施していきます。本文では3ページの31行目以降に良好な河川環境を後世に引き継いでいくという文章がありますが、それに河川の景観ということを加味するという意味で、景観という語句を追加する形で本文を修正したいと考えております。

次に、河川の維持管理ですが、意見番号10の河川の清掃など、地域住民が河川に愛着を持って積極的に取り組んでいけるようなきっかけづくりをしてほしいとのこと意見です。河川管理者と自治体は地域住民らの関係者に河川に関する情報提

供を行い、地域の主体的な河川管理を支援していきます。本文では4ページの10行目以降に盛り込んでおりますので、変更の必要はないものと考えております。

以上がパブリックコメントの意見と県の考え方でございます。

引き続きまして、資料1-2に本文修正箇所をまとめております。前回の審議会の時点から基本方針案の本文を修正した部分についてご説明します。

資料1-2の表紙をめくって表を見ていただきますと、この表には本文の修正を加えた項目と修正前の表現、修正後の表現、修正の理由を一覧表にしております。修正箇所は4カ所で、ただいまのパブリックコメントの意見と関係町長への意見照会によります修正箇所を記載しております。

まず、一番上の1段目の本文1ページの河川の概要ですが、氷ノ山後山那岐国定公園を追加してくださいという温泉町長の意見について、確認しましたところ流域に国定公園のエリアも含まれますので、県立自然公園に加えまして国定公園を追記しました。

次に、2段目の本文2ページの歴史文化ですが、正福寺の木造不動明王立像、正楽寺の鰐口、泰雲寺の巨木しだれ桜を追加してくださいとの温泉町長のご意見につきまして、流域の温泉町内の主な文化財が抜け落ちていましたので、今回追加いたしました。

続きまして、3段目の本文3ページの河川利用ですが、支川春来川沿いの湯村温泉の足湯における地元住民による日常管理や河川利用にかかる記述を追加してくださいという趣旨の温泉町長の意見につきまして、春来川沿いにある湯村温泉の足湯は川べりの特徴的な河川利用であり、今回追加することとしました。

次のページに移りまして、本文4ページの河川環境の整備と保全に関する事項につきまして、先ほどのパブリックコメントの意見のとおり河川環境に加えて河川景観を後世に引き継いでいくという趣旨で景観を追加しています。

以上が本文の修正箇所です。これを反映しまして、本文の全文で修正した箇所を

下線付きにしたものが資料 1 - 1 でございます。

岸田川水系基本方針案についての説明は以上です。

村本会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。なお、この会議では速記を入れておりますので、ご発言の際にはお名前を言っていただき、その上でご発言いただきたいと思います。

岸田川に関しては、パブリックコメントが 4 人の方から 10 件出ておりまして、そのほか関係市町への意見照会による修正が少し出ております。

いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

岡田委員 2 点ほどよろしいでしょうか。1 つは、資料 1 - 3 のパブリックコメントの 8 番目に関して本文変更の必要はないというお話でしたが、いかがでしょうか。「子どもが安心して遊べる河川整備を」というご希望に対して「人々が水辺に親しめる場の整理をする」ということで言い尽くされているのかどうか。もし私がこのパブリックコメントを書いた人間だったら、やっぱり自分の意図を汲んで書いてもらってない、という印象が残るのではないかという気がちょっといたします。上に「風習」の話があって、次に「観光利用」というのがあって、「保全するため」となっていますので、この 2 つのために水辺に親しめる場を整備する、というふうに読み取れるようなところがございます。これはいかがでしょうかというのが 1 点目です。

もう 1 点は小さいことで、資料の 1 - 2 の本文 3 ページ 3 番目の枠の「修正後」の「足湯があり」のところです。「足湯があり、観光客の癒しの場として利用されている」という意図で書かれた文章ですね。ところが、「足湯があり」と、「利用されている」の間に「清流に泳ぐ錦鯉とともに」という表現が入っていますので、「足湯を錦鯉とともに利用している」と読めます。地元の人たちが錦鯉も管理していらっしゃることを表現したかったのだと思いますが。ちょっとこの文章

を直していただいたらと思います。以上でございます。

村本会長 事務局の方から、お答えいただけますか。

事務局（山田 健） すみません、あの方のお答えですけれども、確かに観光客の癒しの場ということに足湯があることと、それと清流に泳ぐ錦鯉がこれという表現でこういうふうな表現になったと思うんですが、これは先生のおっしゃるとおり日常管理のもっと、すぐにはわかりませんが、その辺ちゃんとわかるような格好にしたいと思います。

それから、最初の方の話でございますが、こちらの方もですね、岡田先生おっしゃったような形でやっぱり子どもの親しめる場ということを強調した表現に変えたいと考えます。

村本会長 そうですね、最近、子ども水辺のサポートセンターなどができて、川をきれいにするのに子どもさんたちを参加させるとか、また生物調査にも子どもさんが協力するなどの活動が広がっておりますので、ぜひ子どもが表に出た文章に修正していただくようお願いします。

そのほか、何か修正意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでしたら、先ほどの2点の修正、これは事務局の方にお任せいたしまして、岸田川水系河川整備基本方針案について原案どおり決定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、次に議題の2の審議をいただきたいと思います。森下委員、お見えになりましたのでご紹介します。

議題の2は、西宮南部地域河川、これは新川、東川、洗戎川、夙川、堀切川の5水系を含んでおりますが、これらの整備基本方針案についてご審議いただきたいと思います。

まず、内容について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（松本正利） 失礼します。河川計画課総合治水係長の松本正利でございます。どうぞよろしく申し上げます。座ってご説明させていただきます。

それでは、資料の2 - 1 - 1から5、それから資料の2 - 2、資料の2 - 3、資料の2 - 4でご説明させていただきます。

西宮南部地域5河川の河川整備基本方針につきましては、前回3月の河川審議会でお諮りした内容でパブリックコメント手続きを行いまして、3月30日から4月28日の30日間県民から広く意見を募集いたしました。また、河川整備計画につきましても、同時に意見募集を行っているところでございます。それによりまして、寄せられました河川整備基本方針についての意見とその考え方につきまして、資料の2 - 3、A3横長の資料でございますが、これにまとめております。

ご意見といたしましては、お1人の方から内容的に10件が寄せられております。表につきましては、先ほどご説明いたしました岸田川と同様の内容になっております。まず、各意見につきまして、上から順にご説明をさせていただきます。

まず、5河川すべてに関しまして、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針のうちの洪水、高潮等による災害の発生の防止、または軽減に関する事項で意見が2件出ております。

意見番号1でございますけれども、5河川すべてで治水安全度が一律に100分の1なのは理解しづらいとのご意見でございます。これに関しましては、河川の計画規模を決定する際には、河川砂防技術基準、中小河川計画の手引き案を参考にしまして、当該河川が位置しておりますブロックの重要度、河川の氾濫想定区域内の人口や資産、及び既往洪水による被害の実態を総合的に考慮することといたしております。このことによりまして、西宮南部地域河川の計画規模はそれぞれ100分の1となります。また、それぞれの河川というのは、人口、資産が集積した西宮南部地域に位置しているということでございますので、同じ安全度を

採用いたしております。

そうすることで各河川の基本方針の本文では、右端の欄の記載内容としておりまして、本文の変更の必要性はないものと考えております。

それから、意見番号2ですけれども、ハザードマップを早急に作成して、公表されたいというご意見でございます。これに関しましては、初めに土木局長のあいさつの中でも申しましたけれども、今年度より洪水ハザードマップの基礎情報となる浸水想定区域図を作成することといたしております。早急に洪水ハザードマップが作成、公表されるように市町に支援を行うということにしております。

また、それぞれの河川基本方針の本文につきましても、右側に書いてありますけれども、その趣旨を盛り込んでおりますので、本文内容の変更の必要はないものと、こう考えます。

次に、その他のご意見が4件出ております。意見番号3でございますけれども、都市計画やまちづくりとの整合性を図ってほしいとのご意見です。これに関しては、関連する県・市の開発指導局等との調整を図った上で河川管理者が実施する内容をこの河川整備基本方針に記述いたしておりますので、基本方針本文の変更の必要はないものと考えます。

意見番号4でございますけれども、地下貯留管について説明責任を果たしてほしいというご意見でございます。これに関しましては、事業実施までに公共事業審査会等に諮ったり、それから地元で十分説明を行っていくということとしておりますことから基本方針本文の変更は必要ないものと考えます。

それから、意見番号5でございますけれども、基本方針案と整備計画案の文章について、両者の差異をはっきり示してほしいというご意見でございます。これに関しましては、河川整備基本方針は河川の長期的な計画、河川整備計画については今後おおむね20年間の具体的な整備の計画を定めたものでありまして、法律に定められた項目を記載しているところでございます。流域及び河川の概要は共

通しております、同様の表現となっている部分もありますけれども、基本方針本文の変更の必要はないものと考えております。

それから、意見番号6でございますけれども、パブリックコメントで、希望者に配布しておりました概要版の資料に専門用語の解説を添付すべきであるとのご意見でございます。用語解説集というものにつきましては、基本方針の本編、それから概要版とともに閲覧できるようにしております。また、要望のある方には、配布しておりますので、基本方針本文の内容と直接関係ないので、変更は必要ないと考えております。

それから、次のページをお開き願います。

次に、新川に関して流域及び河川の概要のうち河川環境の整備と保全に関する事項のところ意見が2件出ております。意見書番号7は河岸の桜並木と花壇は町中で特筆すべきのご意見でございます。これに関しましては、意見を踏まえて現状説明の文章に花や緑があるという内容を追加いたしました。

それから、意見番号8はごみや水質汚濁が気になるのご意見でございます。これに関しましては、ごみにつきましては、部分的に見られる箇所があるということからその旨を追加いたしました。また、水質につきましては、平成8年以降はほぼ環境基準C類型を満たしており、良好な状態であると考えております。基本方針本文ではその資料を盛り込んでおりますので、本文の変更は必要ないものと考えております。

次に、東川に関してでございますが、その他ということで意見が1件出ております。意見番号9でございますけれども、流域の上流部で大規模開発が行われているので、注意してほしいのご意見でございます。これに関しましては、流域内の開発につきましては、河川管理者として適正な協議、指導を行いますので、基本方針本文の変更は必要ないものと考えます。

それから、最後に夙川に関しまして、河川の維持管理に関する事項のところ意見

見が1つ出ております。夙川の阪急甲陽線の橋梁架け替えに伴いまして、河川環境への影響を心配しているのご意見でございます。これに関しましては、夙川にかかる工事がある場合につきましては、事業者に対して治水安全性を確保するとともに現在の河川環境や景観に十分配慮するよう指導しております。基本方針本文では適切な維持管理を行う旨を盛り込んでおりまして、本文変更の必要はないものと考えます。

以上がパブリックコメントの意見と県の考え方、本文の変更等でございます。

それから、引き続きまして、資料の2-4でございますけれども、今回の河川審議会に先立ちまして河川整備基本方針案につきまして、地元の西宮市に対して意見照会をしております。その回答された意見を資料の2-4にまとめております。

意見の内容といたしましては、表の左の欄に書いてありますけれども、大きく分けて2つございます。上半分につきましては、市で行う下水道整備との連携を図るため具体の整備計画等の具体的な整備方法やスケジュール等について協議してほしいというものです。下半分につきましては、環境に配慮した河川整備を実施してほしいというものと、早期に工事に着手してほしいというものでございます。これに関しましては、右の欄に県の考え方を書いておりますけれども、早期に事業着手できるように努めるとともに、市と連携を図り、具体の整備方法、スケジュール等について協議を行うということとしております。また、この河川整備基本方針に則り、環境に配慮した整備を行うという旨を記載しています。このことに関しまして基本方針本文の変更が必要ないものと考えます。

続きまして、本文の修正に関してでございますけれども、資料の2-1-1から5と、それから資料の2-2でございますけれども、変更対照表によりまして、前回審議会の時点から基本方針案の本文を修正した部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

変更対照表の資料の2-2をご覧くださいと思います。この表には本文の修

正を加えた項目と、修正前の表現、それから修正後の表現、修正の理由というのを一覧表にしたものがございます。修正箇所は5カ所で、ただいまのパブリックコメントの意見などによる修正をいたしております。上の2つというのは、パブリックコメントの意見による2カ所の修正でございます、先ほどのご説明のとおりでございます。

次に、夙川の河川整備基本方針についてでございますけれども、1番目の本文の6ページの河川整備の基本となるべき事項におきまして、計画基準点を、河口付近の浜夙川橋としておりましたけれども、計画基準点は、水位、それから、流量観測データが十分に得られ、また、市街地の上流部に設定することが望ましいことから、上流の、現在水位観測を行っております阪急電鉄下流の、片鉾橋に計画基準点を変更いたしました。

次に、2段目の本文の8ページの同じく河川整備の基本となるべき事項につきまして、先ほどの計画基準点の変更に伴いまして、計画基準点の河口からの距離、計画高水位、川幅を変更いたしております。それから、次に3番目でございますけれども、本文8ページの水系図でございますけれども、同じく計画基準点の変更を行っております。

この内容につきましては、資料の2-1-1から2-1-5で変更個所にアンダーラインをつけております。

西宮南部地域5河川の河川整備基本方針案についてのご説明は以上でございます。

村本会長 どうもありがとうございました。

ただいまの西宮南部地域河川5水系に関しまして、パブリックコメント並びに西宮市から提出されました意見の概要とそれに対する考え方、並びに夙川に関しましては、基準地点の変更の説明がございました。

何か、ご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

道奥委員 神戸大学の道奥です。この基本方針そのものの問題ではないんですけども、パブリックコメントがこういう阪神間の人口稠密地域であるにもかかわらず、1人という、事務局の方もですね、非常に少ないとお感じになってるかと思います。広報の仕方といいましょうか、そういうことにも問題があるんでしょうし、あるいは地域の住民側にも非常に大きな問題、関心を持たないという問題があると思います。そういう意味で、こういう状況というのをもう少し深刻に受け止めなければいけないんじゃないかなと思います。

と言いますのは、ハザードマップもそうですし、それから災害情報を広報して、その減災効果を上げるという河川治水事業のやり方が大きく今変わっているときでございます。そういうときに市民が関心を持たないということは、非常にその効果が現れにくい、そういう性質の事業になりつつあると思うんですね。

ですから何とか、どういう方策がいいのかちょっとよくわからないんですが、パブリックコメントがこういう結果、この程度のことしかないということをして1つ大事な問題と受け止めていただいでですね、何らかのその河川事業に対する市民の問題ももちろんあると思うんですけども、もう少し関心を持っていただくというんですね、方法を考えないと、河川事業の、特に治水政策の効果が現れなくて、これからの減災に向けて非常に大きなマイナスの要因になるんじゃないかなということをやちょっと懸念する次第でございます。

パブリックコメントのあり方についてもですね、ちょっと県の方でご検討をいただきまして、ほかの事業におけるパブリックコメントの状況などもありましょうけども、そういった状況も踏まえていただいて、もう少しこのパブリックコメントの数が増えるような形にならないかなというふうに思います。以上です。

村本会長 はい、大変重要なお指摘で、貴重なご意見だと思います。特にこの西宮南部の諸河川は、前回3月に見学したときに非常に人口稠密な地域で、総合治水対策を導入しようというお話を伺いました。住民の理解を得られないと、こ

の総合治水対策は進みませんので、その辺に關しまして、平生このパブリックコメント以外にも、いろいろな事業などで意見聴取をしておられると思うんですが、それを踏まえて、今、道奥委員のお考えにお答えいただければと思います。

田中河川計画課長 河川計画課長の田中でございます。今、道奥委員からのご指摘のありましたように、本当に西宮南部の地域、住民の方は多いにもかからず、1件というのは、私どもとしても非常にちょっと、えらい少ないなという率直な感想を持っております。

ただ、この検討をですね、基本方針とともに河川整備計画について並行してやっておりますので、その際に流域委員会を設けましてですね、検討する、そういった中で、傍聴等は結構来ていただいて、関心を持っていただけてます。そういったこともありまして、もっと出てくるんじゃないかという予想はしておりました。ただ、ご指摘のとおり非常に結果として少ないということで、これは今後私ども、こういったパブリックコメントを取る際の広報のあり方とか、その手法についてですね、担当課であります参画協働課と、先ほどのご意見をまた報告し、今後のあり方を私どもとしても検討していきたいと、そういう考えでおります。

村本会長 ありがとうございます。

そのほか何かご意見ありますでしょうか。

それでは、西宮南部地域河川5水系の河川整備基本方針案につきまして、原案どおり決定させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

村本会長 どうもありがとうございました。

それでは、原案どおりということで、答申することにいたします。

村本会長 続きまして、最後の議題でございますが、志筑川について、河川整備基本方針についてご審議いただきたいと思います。

内容につきまして、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局（山田 健） パワーポイントを使いますので、ちょっと用意しますの
で。

その間にですね、資料に1部修正がありますので、資料3 - 2でございます。こ
のA4横の資料でございます。これの33ページですね、33ページお開き願
いたいと思います。33ページの下にですね、2種類の流量配分図という図がござ
います。その中でですね、左側の基本高水流量配分図の右上の部分なんですけれ
ど、数字が2つ並んでおりまして、上段が60、90というのが2カ所あると思
いますが、その上段の方が60でなくて、75に修正願います。両方とも75で
ございます。

それから、右の方の計画高水流量配分図も中田地点というところに、60、90
と書いてますが、これ上段75に修正願います。

それでは、志筑川水系の河川整備基本方針案の概要を説明いたします。

資料は3 - 1と3 - 2でございます。3 - 2の方は前でスクリーンで出しますパ
ワーポイントとほぼ同じような内容になっております。

ではお願いします。

まず、志筑川水系の概要でございますが、場所は淡路島の北東部、大阪湾側に流
入いたします河川で、流域面積が約10.5km²の小規模な河川でございます。右図
にありますように、河川の形態としましては、河口のすぐ上流で志筑川、南側が
志筑になっていきます。と北側の支川宝珠川、その2つの2本の河川が河口のすぐ
上で合流するというような形態となっております。志筑川の方の法定河川延長が
約2.9km、宝珠川の方が約4.3kmとなっております。

流域の土地利用でございますが、この図の少し濃い緑のところですが、流域面積
の43%にあたりますが、周辺の丘陵地の山林となっております。

50%を占めておりますのが、この黄色というか黄緑色をしてありますが、これ
は水田でございます。また、下流部の2つの河川に挟まれたところですね、これ

が市街地でございます、流域面積の5%を占めております。それと残りの2%が、青い色がぼつぼつと見えておると思いますが、2%がため池となっております。

次に河道の状況をご説明いたします。

まず、最下流部でございますが、志筑川と宝珠川の河口、合流地点でございます。ここからすぐ下流にもうすでに河口となっております。この辺りまでは川幅が広がっております。

次に、志筑川の方のすぐ上流になるわけなんですけれど、両側に、両岸に住宅が隣接しておりまして、橋梁も多数が設置されておるということで、そういう河川がずっと続いております。これは市街地の中心にございます中橋という橋の付近の状況でございます。両岸はコンクリートの擁壁とか、ブロックの護岸となっております。のちほど説明いたしますが、今年の台風23号では、この近辺が広範囲にわたって浸水被害が発生しております。

次に、これはですね、県道津名一宮線という県道がございますが、その津名橋の付近の状況です。やはりこの付近でも河道の幅が狭く、両岸に住宅が隣接しており、両岸ブロックというような状況となっております。これはさらに上流の御大師橋という橋の付近の状況です。この辺りまできますと川の両岸に水田が広がっていると。その中にブロックの河川が流れておるという状況です。これが志筑川の方の法河川上流端でございます。この辺りも農地が広がっているという状況です。

次に、宝珠川の方の河道の状況でございます。

こちらの河川は以前に河川改修が入っております。田井大橋という橋がございますが、そこから下流を見ております。この辺りは河道が広く整備されておりまして、河道は直線的に改修されております。河道の中には砂州が形成されておりまして、ヨシが生育しております。

これは新中村橋の下流でございます。ここに一部未改修区画が残っております。写真ではちょっと黒く見えてるんですが、これは矢板護岸が見えておりまして、この区間だけ断面が少し狭くカーブしております。カーブの内側には墓地があります。

これはすぐ上流でございます。静橋という橋があります。写真の右側、右岸側に写ってる青い鉄骨の構造物がございます。これは水位計でございます。雨量計も同じ位置に併設されております。さらに上流の天王橋付近です。この辺りも以前の災害の事業で河川改修されておりまして、兩岸ブロックの河道となっております。これは法河川の最上流部でございます。この辺りも農地の広がる中に、以前の改修による兩岸ブロックの河道が続いております。

次に航空写真によりまして、流域の変遷の状況を説明いたします。

上の写真は昭和22年に撮影されたものでございますが、市街地の上流の方にはまだ耕作地が広がっており、海岸線の方を見ましても埋め立てが行われておらず砂浜が広がっております。下の写真は昭和45年に撮影されたものでございます。2つの河川に挟まれたところですね、上の写真ではまだ耕作地であったところが、段々と住宅地化されてきておるといった状況がうかがえます。

また、県道の津名一宮がこの後整備されております。こちらの上の写真は昭和61年に撮影されたものでございますが、昭和44年に始まった河川改修によって、宝珠川の方が整備されている様子が見えます。一方、志筑川の方は以前の状態とほとんど変わらないような状態のままとなっております。

また、海岸が埋め立てられておりまして、志筑新島が整備されております。下の写真は昨年、平成16年に撮影したものでございますが、上の写真からさらに流域内の一部で住宅地が広がってきております。志筑川の方は依然として以前からの形のままで、現在に至っておるといったような状況となっております。

次に、人口でございますが、この地域は今年4月に市町合併がございまして、現

在は淡路市ということになっておりますが、志筑川流域は合併前の旧津名町の方の町域に属しておりました。その旧津名町の国勢調査による人口の推移を見ますと、下のグラフの青線の方でございますが、平成7年が1万7,084人と最も多く、平成12年以降では1万6,800人前後でほぼ横ばいというふうな状況になっております。

一方、赤い線の方ですが、これ世帯数の方でございます。年々増える傾向にございまして、平成17年には6,131世帯となっております。人口が横ばいであることを考えますと、1世帯あたりの人数が少なくなってきたおるといのがわかれると思います。

次に、産業でございますが、旧津名町は昔から農業の盛んな地域でございます。下のグラフを見ますと、これは1次産業、2次産業、3次産業などの構成比を表しておりますが、旧津名町の全就業者数のおおよその15%が第1産業、これは主に農業でございますが、これに就いており、兵庫県とか全国の統計と比較しても、格段に多いという比率になっております。

次に、地形でございますが、流域の地形はそのほとんどが高度100m未満の丘陵からなっており、起伏量が小さい上、古くから農業生産の場となっております。そのために、棚田なんかも多く見られております。流域の最高度、一番高い地点は宝珠川の方の津名丘陵の最南端の尾根で、その標高は300m少し超える程度の高さでございます。また、流域の西側の境界には、神戸淡路鳴門自動車道が走っておりまして、その付近がちょうど流域界ということになっております。

流域の地質でございます。大部分が地質年代の比較的新しい大阪層群の砂泥礫層でございます。川沿いの平地部につきましては、沖積層が一部形成されています。また、志筑川の上流部、あるいは宝珠川の左岸に走る志筑断層の北東側では、中生代から新世代に隆起した花崗岩類で形成されております。

次に、気候でございます。流域の気候は降雨が少なく、温暖な瀬戸内海型気候地

域に属しております。近辺の洲本測候所の過去10年のグラフを書いておりますが、10年間の年平均気温が15.7、年間降水量が約1,500mmとなっております。降水量の全国平均は約1,700mmですので、それよりも少し少ないというような状況です。各年度、年間の降水量をグラフに表しておりますが、昨年の降水量というのが、台風23号なんかの影響で、2,323mmということで、平均を大きく上回っております。一方、月別の平均気温と降水量はこのようなグラフになっております。やはり6月の梅雨どきと9月の台風時期に降水量が多くなっております。

次に、自然環境でございます。まず流域の植生についてですが、文献調査、既存文献の植生図を見ますと、志筑川及び宝珠川沿いには水田雑草群落広がっており、周辺の産地ではモチツツジ・アカマツ、アカマツ群落と常緑果樹園が同程度分布し、この2種類によって流域内山産地植生のほとんどを占めております。

また、河川内の植生について見ますと、志筑川の下流域では、このように干潮区間でもあり、河道内植生はほとんど見られず、護岸の上部にヨモギ、メダケ、植栽樹等の生育がわずかに確認される程度でございます。志筑川の上流部にいきますと、河道内に砂が堆積しておりまして、一部にツルヨシの生育が見られます。また、周辺が水田地帯となり、河川と水田の間には、チガヤ群落やスズキ群落が広がっております。

一方、宝珠川の方でございますが、下流域の最下流の一部を除き、河道内には砂州が広がっており、その上に植生の広がりが見られております。そのほとんどがヨシ群落で、一部にツルヨシ群落も見られます。護岸際や法面にはスズキやセイタカアワダチソウなどの比較的乾燥した立地に生育する種が見られます。宝珠川の中流域から上流域にかけては、河道内植生はツルヨシ群落が占めるようになり、護岸法面にはアメリカセンダングサ群落、メヒシバ群落が広がっております。

河道内植生での特定種、いわゆる貴重種ですが、カワヂシャというものが確認されております。本種は全国版、近畿版のレッドデータブックで準絶滅危惧種、兵庫県版のレッドデータブックでCランク、これは「存続基盤が脆弱な種」というような分類に指定されております。確認場所は、志筑川をおいて中流部に1カ所、上流部に1カ所の計3カ所、宝珠川においては、下流部に1カ所でございます。いずれも河道内に堆積する砂州上で確認しております。

次に、動物の方の生息状況ですが、ほ乳類、両生類・爬虫類及び昆虫類につきましては、以前環境庁の自然環境保全基礎調査というものがされております。この文献によりますと、志筑川流域における特定種としましては、両生類でカスミサンショウウオ、昆虫類ではハマオモトヨトウの生息分布が確認されております。

次に、鳥類でございます。現地調査の結果、サギ類、セキレイ類をはじめとして、志筑川周辺では32種の鳥類、宝珠川周辺では36種の鳥類が確認されております。特定種に該当する種としましては、志筑川ではシロチドリとアオジの2種類、宝珠川ではミサゴ、オオタカ、ノスリ、シロチドリ、タシギ及びアオジの6種類が確認されております。これがそれぞれの確認された特定種の写真でございます。上3つは猛禽類でございます。確認された地点は、この図のとおりでございます。

次、魚類についてですが、現地調査の結果、志筑川ではスズキ、ボラ、トウヨシノボリなど13種の魚類が、宝珠川の方ではこい、フナ類をはじめ、ゴクラクハゼ、ヨシノボリ類など18種の魚類が確認されております。このうち特定種に該当する種としましては、志筑川ではドジョウ、メダカの2種、宝珠川におきましては、ドジョウ、メダカ、カワアナゴ、ウキゴリの4種が確認されております。

次に、底生動物でございます。現地調査の結果、志筑川ではカワニナ、サカマキガイなどの貝類やスジエビなどの甲殻類の11種、宝珠川におきましても同様の貝類、甲殻類、あるいは昆虫のコオイムシなど26種の底生動物が確認されております。特定種に該当する種としましては、志筑川では該当する種は確認されてお

りません。宝珠川におきましては、モノアラガイ、ミゾレヌマエビ、クロベンケイガニ、アシハラガニ及びコオイムシの6種が確認されております。これは魚類、あるいは底生動物のそれぞれの写真でございます。ちょっとスクリーンでは見にくいかと思いますが、資料の方にはもう少しきれいに出ております。確認場所でございますが、この図のとおりでございます。

次に、水質の状況でございます。兵庫県では志筑川の下流部の志筑橋地点で定期的に調査が行われております。環境規準の類型指定は、ここではなされておられません。これはBODの75%値でございます。平成6年に81.0mg/と非常に高くなってはおりますが、その後、下水道の復旧などにより平成11年以降は徐々に減少傾向にございます。平成13年度以降はE類型の環境規準、これは10mg/以下を満足する結果となってきております。まだ、良好な水質とは言えませんが、改善されつつあるというふうな状況が確認できると思います。

次に、周辺の歴史・文化について説明いたします。

志筑川にございます旧津名町志筑地区は、古来から西浦や四国に通ずる拠点として発展してまいりました。また、平安時代からは荘園が開墾され、現在の農業の基礎が形づくられております。江戸時代には阿波藩の支配下におかれ、志筑港等が整備され、交通の要所として繁栄しております。その後、明治9年には淡路島全島が兵庫県の管轄下となり、近代化の道を歩み始めております。昭和30年には周辺6町村が合併し、津名町が誕生しました。さらに本年4月には津名郡5町の合併により淡路市ということになっております。なお、志筑には新しい淡路市の本庁舎がおかれております。

次に文化財、流域内の文化財でございますが、県の重要文化財に指定されております引撰寺の石造十三重の塔や、市の無形重要文化財に指定されております中田伊勢の森神社の「梯子獅子」などの文化財がございます。

次に、河川利用についてでございますが、志筑川水系では、農業用水として現在

許可水利が 9 カ所、慣行水利が 20 カ所、計 29 カ所の水利権がございます。そのうち志筑川を利用しているものが慣行 1 カ所のみで、ほか 28 カ所はすべて宝珠川から取水されております。淡路地域の特色としまして、農業水利の多くの部分をため池に頼っておりますことから、河川からの直接の取水はいずれも規模の小さなものとなっております。

次に、水害の発生状況と過去の治水事業についてでございます。

志筑川における水害実績はこの表のとおり、過去から何度か大きな水害に見舞われてきております。昭和 40 年の 9 月 10 日から 17 日にかけては、台風 23、24 号により、被災家屋数が 925 戸、被災事業所数が 205 戸の被害が生じております。さらに昭和 49 年の七夕豪雨のために被災家屋数が 1,692 戸、被災事業所数が 139 戸の被害を出しております。

近年においてもたびたび被害に見舞われておりました、一昨年の平成 15 年 8 月 9 日の台風 10 号により床下浸水家屋数が 6 戸、昨年の 9 月 29 日の台風 21 号により床上浸水家屋数が 18、床下浸水家屋数が 38 戸、10 月 20 日の台風 23 号によりましては、床上浸水家屋数が 143、床下浸水家屋数が 131 という大きな被害を受けております。昨年の 23 号水害については、のちほど詳しく説明いたします。

このような水害に対しまして、過去の治水事業では、昭和 44 年度より小規模改修事業としまして、河口より宝珠川の方の 1,000 m 6 区間が改修をされております。さらに昭和 49 年の七夕豪雨を契機としまして、災害復旧助成事業により宝珠川上流部の 2,400 m の改修が実施されました。治水事業はこのように宝珠川を主体に進められてきましたが、志筑川の方の改修は人家連単地域ということもありまして、困難な状況から現在まで根本的な改修は行われずにきておるといふ状況でございます。

次に、河川の縦断図でございます。こちらは志筑川の方でございます。大体河口

から 1.5 km ほどが市街地部分にあたりますが、この付近の河川勾配は 600 分の 1 程度と非常に緩い勾配となっております。また、上流部でも 200 分の 1 程度の勾配ということになっております。

これと比較しまして、次が宝珠川の方の河川縦断でございます。こちらの方は比較的下流部の方から大体勾配も 100 分の 1 ということで、志筑川と比べましても、少し急流になっておるといことがわかつて思います。

次に、流下能力図でございます。これは志筑川の方の流下能力を示したグラフです。グラフの縦軸が、何 t 流すことができるかという流下能力でございます、真ん中を境に上側に右岸側、下に左岸側の能力を示しております。真ん中から上下 2 個ほど能力が大きいということになります。横軸の方は河口からの距離をとっております。赤と青の 2 本の線がございますが、赤の方が堤防の高さすれすれで流れる量、青の方は余裕高ですね、河川の構造令でとりなさいということになってる余裕高、ここでは 60 cm でございますが、堤防の高さからこの余裕高だけ低い水位で流れる量を示しております。

このグラフを見ますと、河口から 0.5 km 地点ぐらいから上流ですね、1.5 km 付近まで、つまり市街地の中にあたります区間での流下能力が極端に低いと。例えば青い線で見ますと、部分的に毎秒中に 10 m^3 とか、 20 m^3 とかそういう程度の能力しかないということがわかります。

これに比べまして、宝珠川の方ですが、過去に改修されていたということもありまして、下流の方では一部土砂堆積による能力が低くなっているところがありますが、ほぼ毎秒 100 t ぐらいの能力は確保されているという状況になっております。

次に、今年の台風 23 号の被害が非常に大きかったわけですが、このときの状況について少し説明いたします。

アメダスのデータによりますと、淡路島の中央部において、連続雨量が 350 mm

を超えているということで、全県の中でも最も降雨量の多い地域となっております。これは支川の宝珠川の方に設置されております雨量観測所の10分ごとの雨量グラフでございます。このグラフによりますと、最大10分雨量で17mm、最大60分雨量で82mm、1日量で351mmということになっておりまして、大体志筑川が位置する地域の年間の平均雨量は先ほどの1,500mm程度でございますので、1日で年間降雨量の4分の1が降ったということがわかります。

また、これは雨量観測所と同じ位置にあります宝珠川の方の水位観測所の水位グラフです。グラフの中の青い線が水位でございます。その地点の河川断面を茶色の線で表しておりますが、それと比較していただきますと、最大水位が護岸の天端付近まで上昇したということがわかります。幸い、改修を行っていた宝珠川からの越水被害というのは、ございませんでした。

しかし、志筑川の方の本川の方ですが、こちらの方では市街地の家屋密集地帯で流下能力以上の洪水がきましたため、各所で溢水し、この図のように全部で40haほどの範囲で浸水被害を受けております。市街地での浸水状況がこの写真でございます。夜のためちょっとわかりにくいんですけど、道路も川もわからないような状況になっております。これも洪水が去ったあとのごみがどこまで上がってきたかという水位の痕跡を表す写真でございます。これは台風23号に被災を伝える新聞記事でございます。志筑川の商店街が全166店が浸水したというような記事も見られます。

この大きな台風23号の水害を受けまして、その水害の原因とその対策を検討するために、台風直後に兵庫県では、水害対策検討委員会を設置しております。対象としましたのは、志筑川を含む淡路の4河川でございます。委員としましては、学識者と地元住民の代表、地元自治体で構成しております。なお、この委員長には当河川審議会の道奥委員をお願いいたしました。

この委員会から今後の対策として提言書が出されております。内容としましては、

水害での分析や河川改修案の概要など、このような内容となっております。この中で、志筑川に関する水害原因の分析について、提言書の中で述べられておることをご紹介いたします。

市街地の中の流下能力に比べて、実際に流れてきた量が、その流下能力の1.5倍から5倍程度に相当し、これによって市街地への溢水が起こったというふうに分析されております。

また、提言された河川改修案としましては、市街地部の志筑川の根本的な改修は困難な状況であるため、志筑川において、流下能力の低い区間の上流地点から宝珠川へ向けて放水路を設置すると。それとともに放水路の合流点から下流の宝珠川を改修して、放水路からきた水を合わせて流そうという計画が妥当ではないかというふうなことで提案を受けております。今回の基本方針につきましても、検討の結果、この放水路案が最も適切な案というふうに考えまして、採用することとしております。

以上が、志筑川水系の流域及び河川の状況でございます。これらを踏まえまして、基本方針についてご説明いたします。

まず、志筑川におきましては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」に基づき河川整備の実施状況、水害の発生状況、河川利用の現状、河川環境の保全、淡路市の新市まちづくり計画などを考慮しまして、河川の総合的な保全と利用を図ることを基本方針といたします。

災害の発生の防止、または軽減に関しましては、既往洪水及び流域の地域特性、人口、資産等を考慮して、おおむね50年に1回程度の降雨で発生する洪水被害を防止するため、先ほどの淡路委員会の提言にありました放水路の設置及び河積の拡大により洪水を安全に流下させます。

また、超過洪水が発生した場合に被害を軽減するため、情報伝達体制、警戒避難体制の整備、浸水想定区域図の作成、防災意識の向上、住民主体の地域防災活動

の支援などを行い、総合的な被害軽減対策を関係機関・沿川住民と連携して推進いたします。

河川水の利用に関しましては、既得水利に対しては、社会状況の変化等に伴う必要水量の見直し等の協議を行うなど、適正な水利用がなされるように努め、渇水時には関係機関への情報提供収集を行い、円滑な渇水調整に努め、新たな水需要が発生した場合には、関係機関と協議、調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図ります。

河川環境につきましては、水辺に親しめる場の創出を目指して、下流部においては商業地・住宅地が立ち並ぶ市街地を貫流しており、河川が沿川住民の目に触れる機会が多いことから、周辺の環境と調和を図りながら景観に配慮した河川空間の形成を図り、中流部から上流部にかけては、瀬や淵の保全や復元に心がけ、動植物の良好な生息・生育環境の保全を行い、身近に自然とふれあえる河川環境整備と保全を図ります。

河川の維持管理に関しましては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全と整備等の観点から維持管理を適切に行うものとし、また、除草やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理においては、住民の参画と協働をより推進するための仕組みづくりの支援を行います。

以上が、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針でございます。

次に、河川整備の基本となるべき事項について説明させていただきます。

まず、志筑川の計画規模でございますが、想定氾濫区域内の人口、資産及び他河川とのバランスを考慮し、50年に1回というような降雨の規模といたします。高水流量を決定する基準点でございますが、志筑川では市街地の上流端に位置する御大師橋を基準地点といたします。

志筑川の基本高水流量でございます。洲本エリアの降雨強度式を用いて、合理式により算定しております。図の中の下の段が基本高水流量、これが50分の1の

計算流量、上の段は参考に書いておりますが、台風23号時の再現流量でございます。前のスクリーンちょっとまだ間違っておりますが、75、90、60で基本高水流量は、台風23号の再現流量をカバーできる流量となっております。

計画高水流量については、志筑川の下流に市街地が広がって人家が近いため、河道拡幅による改修が根本的に困難であるということ、志筑川の現況流下能力は全川を通じて2年に1回くらいの程度であるということ。それから、宝珠川は計画規模が30分の1河川改修により河道法線の是正、河道拡幅による河積の拡大がすでに行われていることから、志筑川の市街地の上流地点から宝珠川に向けて放水路を設置し、洪水時には志筑川から放水路へ全量を分派させるという計画にいたしました。

これにより、計画高水流量配分図はこの図のようになっております。真ん中に先ほどの基本高水流量配分図と比べて真ん中に放水路ができておりまして、上段の右から来た分はすべて放水路で宝珠川へ、下の宝珠川へ流す計画で、志筑川の下流の方は残りの残留域から受ける水を受けるということで考えました。放水路の位置でございますが、大体市街地の上の田園が広がっている地域を目指しまして、おおむねこの写真にあるような所の位置を考えております。

この志筑川の流下能力図に基本高水流量ですね、これはピンクの線になっておりますが、それと計画高水流量が緑の方の線ですね、これを志筑川流下能力図に入れた図でございますが、放水路によって、ピンク色の線が緑の線に下げることができるということになりますので、今まで流下能力が低かった所につきましても、部分的に河床掘削によって、河積を広げるだけで対応が可能になると。

逆に、次の宝珠川の方でございますが、これは放水路放流後はピンク色の線が緑色の線に逆に大きくなるということでございますが、こちらの方も河床掘削により若干河積を拡大することによって、対応が可能になるということで、こういう計画高水流量を考えております。

基準地点は、放水路の直下流にございます御大師橋地点としまして、その計画高水水位はT P + 8 . 7 m、おおむねの川幅は5 . 2 mとします。この地点は洪水時にはほとんど放水路に流したあとですので、現況から改修の必要がないため、現況の断面を挙げております。また、宝珠川の放水路、放流後の計画断面、あるいは放水路の計画断面はこういうような断面で考えております。

最後に、正常流量に関してですが、現状では十分なデータが観測されてないことから、今後河川流況の把握を行い、流水の清潔の保持、水辺の景観や動植物の棲息地、また生育地の状況などを観点から、調査検討を行った上で、正常流量を設定をしていきたいというふうに考えております。

以上が、基本方針案の概要説明でございます。資料3 - 1の方は本文の案でございます。本日この案でもって諮問をさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

村本会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの志筑川に関しまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

道奥委員 神戸大学の道奥です。2、3教えてください。

基本方針は大体何年ぐらい、向こう何年ぐらいといいますが、タイムスパンを想定されているのかということなのですが、現況の河道を見ますと、非常に個所が平坦で幅が広くて、陸地化、土砂が堆積して陸地化が進んでいるような状況だったと思うんですが、そういう意味で、断面の整備が終わっている区間につきましてもですね、長いスパンであれば、常時のその澱筋の形成なんかもですね、基本方針に書いておられるようにですね、いわゆる改修区間、今回のご説明あった以外の部分についてもそういう基本方針の中に現況の整備が終わっていると思われるところについての提案というものです。書き込められるのかどうかですね、そ

うという意味で基本方針どれくらいの時間づけをお考えになっているかということがまず第1点です。

それと、放水路につきましては、常時どういう形で使われるのか。利水はないんでしょうが、ないはずですけども、治水と環境ということで、常時の流量、維持流量というのを確保されるのか、されないのか。普段ドライとして完全に治水機能オンリーで、機能されるのかどうかということをお教えください。

それから、計画を超過する場合について、放水路に対してですね、その90tだけ通して、あと超過分は志筑川本川に流されるのか、どうか。その辺り、いわゆる新たに放水路を掘る所、地域におかれてはですね、今まで川が来なかったところがあるわけですから、そこを超過させるというのはなかなか地域の理解を得られにくいと思います。

一方で、その志筑川が宝珠川に比べて非常に河積が小さくて、今回の水害でもやっぱり宝珠川は十分流れたのに、志筑川がこういう状況だから地域が非常に浸水被害が大きかったという被害者意識がですね、その2つの支川があって、地域意識差みたいなものがこう出てきたんじゃないかなということを懸念するわけですが、そういう超過洪水時にどうなるのかという、どういう方針で取り組むのかと、放水路をどう位置づけるのか。90t計画以上は流さないとするのかどうかということについて、以上3点でございますけども、教えてください。

村本会長 はい、どうぞ。

事務局（山田 健） まず、1点目の基本方針タイムスパンはどうなのかということですが、この志筑川につきましては、実は来年度から河川改修事業を入れるように国の方に要望しておりまして、その床上浸水対策特別事業というんですが、それが5年間の有期限事業でございます。できればその期間内ですね、この基本方針にほとんどニアリーの形にもっていくような事業をやり切りたいというふうに考えておりますが、一部その事業に乗ってこないところもご

ざいますので、今の整備計画、この基本方針に続いて立てます整備計画の中では、20年ぐらいで基本方針の形にもっていけたらなというふうなことで、地元にも説明したりしております。

2点目の放水路の常時はどういう状況なのかということについてでございますが、もともと志筑川の現状での水量はですね、上流にかなり、ため池もたくさんございまして、普段上流の方でためられてることが多いので、流況的に見ればですね、自然流況よりもかなり少ないような状況になっております。

それを考えますと、常時、その放水路と志筑川の両方にですね、流すというのが非常に少ない水量をさらにまた分けてしまうと。志筑川の方の今の自然環境を守るためには、やっぱり今ぐらいの流量は必要なのだろうということで、現在考えておりますのは、放水路は普段はドライな状況にして、少し雨が降って豊水流ぐらい以上に流れてくる状況になれば放水路の方に流し始めるというふうな形で今考えております。ですから、普段の放水路の環境の維持につきましては、少しこれから考えていかなければならないというふうに考えております。

それから、3点目の洪水を今まで流れておったところから、逆の河川に流していくということについての地域の理解でございますが、今のこの基本方針と並行して整備計画の方も策定しつつあります。その整備計画の方は流域委員会をつくって、地元の代表の方ですね、志筑川の流域の代表の方も入ってますし、宝珠川の方の代表の方も入っているんですが、そういった流域委員会の中で話をして、理解を求めていっております。

実は2日前にも志筑川流域委員会やったんですが、そのときでも特に大きな反対と申しますか、そういう声は聞こえなかったんですけど、道奥委員が言われたように、超過洪水のときどうするんだと。削った以上流れてきたときにどうするんだというご質問はございました。

今、我々考えておりますのは、その分派する地点で構造物によってですね、90

t以上流れると、横越流方式か何かで、元の志筑川の方に戻ってくるというふうな構造で、宝珠川の方にかなりな流量が流れないようにするようなことで、今考えております。

村本会長 はい、ありがとうございます。

ほかに何かご意見等ございましたら。

どうぞ。

加古委員 三木市長の加古でございます。今、道奥先生からの質問でお答えいただいたように、そのようなことになれば、本当にいいわけなんです、しかしながら、地元の方の気持ちというものは、私たちが見ますと、また洪水が起きると。こういう浸水が、家屋に浸水がある、こんなことがずっとびくびくして生活しておられるが、雨が降ればもう水がくるんじゃないか、こんな感じも思うわけなんです。だから、宝珠川の川が余裕のある限りそちらへ回していただくことはいいことなんです、それよりも早く減災計画として工事を早くやって、安心してこの地域の方々が生活ができるように、より積極的な行動をとっていただきたいなど。

確かに、河川改修という大きな目標の中で、立派なものを造られるのは大事なわけですが、本当に毎日安心できない生活をしておるということになれば、住民としては耐え切れないうらと、こんな思いをいたしますので、住民が安心できるように今説明もいただきました、これが減災計画として、より早く、5年間ということじゃなくて、もっと早い時期にええ期間で完成できるような方法を取っていただき、河川改修という面ばかりじゃなくして本当に災害から守るんだと。そして災害の場合も少なくする、災害を少なくするんだという、この気持ちでこの工事をやっていただけることを期待もし、またお願いをしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

村本会長 事務局の方から何かこれに対して説明ございますでしょうか。

今後、河川整備計画が決まってからのスケジュール、工程等に係わる問題と思いますが、いかがでしょうか。

原田淡路県民局部長 淡路県民局部長の原田です。今、委員おっしゃいましたように、できるだけネックとなっておりますその洪水をですね、早く安全に流したいということで、今、事務局から説明しましたように、すでに2回委員会を開きまして、あと来月早速3回目、そして秋に4回目を開きまして、決定次第これも国との交渉次第でございますけども、来年度から本着工するということで、このネックとなっておりますこれにつきましては、早期着工させると。

それから、地元の皆さん方には減災対策で防災の組織として、それからハザードマップを早めに作りまして、もう昨年度から3回浸水を受けておりますので、この地区はどの辺までくるというのが大体、皆様方わかっておりますので、あとは避難の方と、要望つめていきたいと。

それから、今止まっておりますような河川につきましては、暫定的に河川の対応をやっていきたいということで、今、皆さんが地元の方が一生懸命やろうという機運になっておりますので、この機会にできるだけ早くネックとなっている部分を着工したいと。それと同時に今、委員からもありました減災の意識改革をもっと深めたいということで、住民一緒になってやっていきたいということでございます。

加古委員 よろしくお願ひします。そこで宝珠川沿川の方の洪水に対しての心配がないように、ひとつ進めていただきたいと。また宝珠川をもう一遍改修してやらなあかんのやと言われたら宝珠川もまた賛成する方も減ると思いますんで、その辺り十分配慮してやってください。

原田淡路県民局部長 ありがとうございます。

村本会長 そのほか何かご質問。

はい、どうぞ。

平野近畿農政局農村計画部水利計画官 近畿農政局の平野でございます。ちょっと我が方に関係します農業用水に関して質問とお願いをしたいと思います。

まず、説明資料31ページの河川水の利用に関してでございますけど、水利用実態の正確な調査から現況に則した水利量を把握すると。この正確な調査、これはちょっとどういう、どのようなことをやられて、把握するのかというのを伺いたいのと、それから、同じところでございますけども、既得水位に対しては社会条件等の変化で必要水量の見直し等の協議を行うと。協議を行うのは水利権を持つての方が行うことでありまして、この整備方針を立てられる方が協議を行うのではないので、この辺のちょっと表現をですね、他地区、他の河川と合わせて見直していただきたいと思います。

それから、一番最後の39ページでございますけども、流水の正常な機能を維持するための流量の項目で、志筑川水系における既得水利権はすべて宝珠川からの取水であると書いてあるんですけども、既得水利の中には慣行も入ります、許可も慣行も入りますので、宝珠川にあるのは許可水利ですので、これ既得を許可に直していただきたい。志筑川水系における許可水利はすべて宝珠川からだ。ほかに志筑川に慣行が1カ所、宝珠川に19カ所の慣行水利権があるというふうに訂正していただけたらと思います。以上、3点でございます。

村本会長 事務局の方。はい、どうぞ。

事務局（山田 健） 31ページの方の質問でございますが、別に正確な調査というのは、他意はございません。水利用実態を把握していくということで書いてございます。

それから、既得水利権に対しては、一応水利の見直し等の協議というのは、これは河川管理者と水利権利者は更新する時点などでですね、もし水利権よりも今その利用実体が少ないとかいうことであれば協議させてもうて、新しいというか、正確な水利実態の方の数字に直していくという協議を考えております。

それから、一番最後の39ページの既得水利と許可水利、全くそのとおりで、これは許可水利ということで、修正したいと思います。

村本会長 よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問とか、ご意見等ございませんでしょうか。

若干予定の時間が過ぎておりますが、河川環境の問題等についていかがですか。恐らく放水路ができれば、河川環境の面にもいろいろ配慮がなされて、今の志筑川の護岸等環境面では少し好ましくない状況も改善されていくのかなと思います。

今日は、現地を見られなかった方も多いと思いますが、また、ご意見等を事務局の方にお寄せいただいたらと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

先ほどの道奥委員へのお答えの確認ですが、90トンまでは全部放水路に流れるということなんですか。そういう堰の構造にするんですね。

事務局（山田 健） ええ、そうですね。洪水量に、先ほど普段の水はどうするんだというときに、豊水流程度は元に流すということで、それが大体0.2tぐらい、毎秒0.2tぐらいというオーダーなんですけれど、それはやっぱり洪水時もやっぱり流れると。0.2tですので、ほとんどその洪水流量と比べましても、オーダー的に全然小さいので、それは大きな影響はないということで、今は洪水処理量はゼロという数字で表現しておりますが、実際にはその0.2t程度は常時、洪水時でも流れているという状況にしたいというふうに考えております。

村本会長 はい、どうもありがとうございました。

ほかに、なにかございませんでしょうか。

それでは、事務局にお手数をかけますが、パブリックコメントの手続も含めてよろしくお願いします。なお、パブリックコメントを受けて、事務局の考え方を提示し、次回の審議会を開催するまでかなり時間がございますので、委員の方も、

個々に事務局の方に意見をお寄せいただければと思います。

それから、先ほどの岸田川に関して、岡田委員からご指摘があって、私、事務局の方に一任したんですけど、修正したものを岡田委員の方に提示していただき、私もそれを確認させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

事務局（山田 健） 先ほどの点は事務局で案を考えまして、ちょっと岡田委員にまず見ていただいて、それで決定したいと。

村本会長 はい、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日予定いたしました議事は完了したことになりますが、そのほか事務局の方で何かございますでしょうか。次回の予定等は。

司会者 どうも村本会長、ありがとうございました。

次回の審議会ですが、一応10月頃予定しております。日程等詳細につきましては、別途ご連絡させていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして審議会を終了させていただきます。

どうも長時間ありがとうございました。

平成17年 月 日

署名

署名人 _____

署名人 _____